

## 輸送・産業用燃料電池車両導入促進事業費補助金交付要領

制定 令和5年4月1日

改正 令和6年3月25日

輸送・産業用燃料電池車両導入促進事業費補助金の交付については、輸送・産業用燃料電池車両導入促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 交付の申請

(1) 要綱第4(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 環境省が行う脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業）（以下「国補助金」という。）における交付申請書及び添付資料（一式）の写し
- イ 国補助金における交付決定通知書の写し
- ウ 別表に掲げる申請者の組織が確認できる資料

### 第2 変更の承認申請

(1) 要綱第6エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 国補助金における計画変更等承認申請書（一式）及び添付資料の写し
- イ 国補助金における計画変更等承認結果通知書の写し

### 第3 実績報告

(1) 要綱第7(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第1号）
- イ 国補助金における実績報告書及び添付資料（一式）の写し
- ウ 国補助金における交付確定通知書の写し
- エ 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証の写し
- オ 燃料電池バス導入後における当該バスの運行計画

### 第4 その他の指示事項等

(1) 補助事業が完了する年度の終了後3年間、燃料電池バスの利用実績を報告すること。

#### 附 則

この要領は、令和5年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

#### 別表

申請者の組織が確認できる資料
(1) 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内のもの）
(2) 財務諸表（直近2ヶ年分）